

# 在外山口県人会向けPR動画制作業務委託に係る 公募型プロポーザル応募要項

## 1 趣 旨

本要項は、明治以降、ハワイやアメリカ、中南米に移住された方々により組織された山口県人会（以下、「在外山口県人会」という。）向けの動画制作業務の受託者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者から業務受託候補者を選定するための必要な事項を定める。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

在外山口県人会向けPR動画制作業務

### (2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

契約締結の日から令和7年1月31日（金）まで

### (4) 提案上限額

2,300千円（消費税及び地方特別消費税を含む）

## 3 参加資格

この企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに規定する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 山口県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和4年山口県告示第179号）に基づく資格審査において、業務委託における大分類「07企画・製作」、小分類「03映画・ビデオ」に係る等級が「特A」に格付けされ、かつ、山口県内に事務所を有するものであること。

(4) この手続きの開始の日から応募書類の提出期限までの間のいずれの日においても「山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領」に基づく参加停止を受けていないこと。

#### 4 企画提案書等の提出

##### (1) 提出書類

上記3の応募資格を有し、応募を希望する者は、業務の目的に留意した上で、下記の書類を提出すること。

書類区分	内 容	様式等
①企画提案提出書	○提出書類の表紙に当たるもの。 ○記載されている関係書類を添付すること。	別紙 様式2
②企画提案書	○別添「仕様書」に基づき作成すること。 ○次の内容は必ず記載すること。 ・総括（全体構成、企画コンセプト、PRポイント等） ・業務実施体制 ・緊急時連絡体制、苦情等相談に係る処理体制 ・配置予定技術者の資格、経歴、現業務の状況 ・スケジュール（実行程）	任意様式 ・A4版 両面印刷 ・30枚以内 (長編綴じ、 短編綴じ は任意)
③協力業者の概要	○本業務で協力業者がいる場合に作成すること。 ○協力業者が会社の場合は法人名を、個人の場合は個人名を記入すること。	別紙 様式4
④参考見積書	○本業務に係る所要経費を全て見積もること。(消費税及び地方消費税を含む。) ○経費内訳を明示すること。	任意様式
⑤業務実績表	○本業務と同種の受注実績（5件以内）について、右記の様式に従い記載すること。	別紙 様式5
⑥その他	○独自の追加提案等があれば、その関係資料を提出すること。	任意様式

##### (2) 提出方法

企画提案書等の提出は、持参または郵送とする。

##### (3) 提出部数

7部 ※ 上記①～⑥を重ねた状態を1部とする。

#### (4) 提出先

〒753-8501 山口市滝町1-1  
山口県観光スポーツ文化国際課内（8階）  
事業担当者 加藤 行

#### (5) 提出期限

令和6年9月30日（月）午後5時まで（必着）

#### (6) その他

- ・提案は、1業者につき1提案とする。
- ・書類作成など企画提案に要する経費は応募者の負担とする。

### 5 企画提案への参加表明

本要項に基づく企画提案への参加を希望する者は、「参加表明書」（別記様式1）及び「会社概要」（任意様式、既存の会社パンフレット等も可）を、次のとおり提出すること。

#### (1) 提出期限

令和6年9月17日（火）午後5時まで（必着）

※ 電子メールでの提出も可能。ただし、必ず担当者に着信確認を行うこと。

#### (2) 提出先

〒753-8501 山口市滝町1-1  
山口県観光スポーツ文化国際課内（8階）  
事業担当者 調整班 加藤 行  
TEL：083-933-2340  
E-mail：a12900@pref.yamaguchi.lg.jp

### 6 参加辞退届

「参加表明書」の提出後であっても、企画提案書の提出前であれば、「参加辞退届」（別紙様式6）の提出により、辞退することができる。

### 7 審査の実施及び審査結果の通知

#### (1) 審査方法

審査は、審査委員会が評価点方式により順位付けを行い、最高得点を獲得した者を特定する方法とする。

なお、応募が1者の場合であっても、審査を行うものとする。

## (2) 評価項目

審査に当たっては、以下の基準に基づき、総合的に評価を行うものとする。

(100点満点)

審査項目	内容	配点
1 基本的事項	○仕様書等を踏まえた提案となっているか。 ○企画提案趣旨が明確である。	20
2 企画内容	○県人会の若者の興味や関心を引く、独創的な内容となっているか。 ○山口県の歴史や土地の魅力などが明確に示されているか。 ○上記の魅力が映像でしっかりと伝わるような制作手法がとられているか。(BGMやナレーション、テロップ等の映像効果)	55
3 実施体制の確保	○業務を確実に遂行するための実施体制を確立できているか。 ○適切なスケジュールとなっているか。 ○過去の実績等を踏まえ、同等の成果が期待できるか。	15
4 見積金額	○費用が予算の範囲内であり、業務内容に見合った適切な価格設定となっているか。	10
合計		100

## (3) ヒアリング

審査委員会が必要と認めるときは、電話及び面談によりヒアリングを実施する場合がある。また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

## (4) 審査結果の通知

審査結果は、企画提案者全員に対して文書により通知する。  
なお、提出された提案書類等については返還しない。

## 8 質問と回答

この要項や仕様書に関する質問については、「質問書」(別添様式3)により受け付けるものとし、質問に係る回答は、個別の質問の場合を除き、「参加表明書」(別添様式1)を提出した者全員に対して行う。

なお、回答した内容については、この要項を追加又は修正したものとして扱う。

### (1) 質問書の提出期限

令和6年9月17日（火）午後5時まで（必着）

※ 電子メールでの提出も可能。ただし、必ず担当者に着信確認を行うこと。

### (2) 提出先

〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県観光スポーツ文化部国際課内（8階） 事業担当者 調整班 加藤 行 TEL：083-933-2340 E-mail：a12900@pref.yamaguchi.lg.jp
--

### (3) 回答期限・回答方法

令和6年9月20日（金）午後5時までに電子メールで回答予定。

## 9 契約に関する事項

契約の締結は、最優秀提案者と委託業務の詳細について協議を行い、随意契約により手続きを行う。仕様内容は、企画提案書の内容を基本としつつ、最終的な決定は、最優秀提案者との協議によるものとする。

最優秀提案者との協議が整わない場合は、評価点が次点の者と協議を行う。

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、委託事業者を変更することがある。

- (1) 企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 委託事業者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務執行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力がないと認められる場合
- (5) その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合

## 10 その他

- (1) 受託者は委託者と十分に協議を行いつつ、業務を執行すること。
- (2) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。
- (3) 受託者が当該業務において準備・作成した資料は、委託者（山口県）が著作権を有し、二次使用を行う場合がある。

- (4) 不測の事態により、やむを得ず事業を中止又は延期、若しくは事業内容を変更する場合にあっては、適切に対応するとともに、経費負担等について委託者と受託者とで協議するものとする。
- (5) この手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とする。
- (6) 審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問合せには応じない。
- (7) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。